

市第 123 号議案

第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、第4期横浜市教育振興基本計画を次のように定める。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第 4 期横浜市教育振興基本計画

第 1 第 4 期横浜市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

「第4期横浜市教育振興基本計画（以下「4期計画」という。）」は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（2018（平成30）年策定）のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

(2) 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3か年の中期学校経営方針及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、各学校では4期

計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会においても、学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めていきます。

(3) 計画期間

4年間：2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期計画2022～2025」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。

3 計画の構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。（4期計画の柱は、ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。）施策ごとに、「指標」、「主な取組」、「想定事業量」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。

4 3期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等

第3期横浜市教育振興基本計画（以下「3期計画」という。）期間においては、持続可能な学校への変革及びEBPMの推進を基本姿勢に、新学習指導要領の全面実施を見据え、「横浜教育ビジョン2030」が掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指す教育を着実に推進してきました。一方、同計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を筆頭に、前例のない変化にも直面したほか、多様な教育的ニーズへの対応等の従来からの課題については、一層の取組が求められており、3期計画の総括等を踏まえた令和

の時代にふさわしい計画の策定が求められています。

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年春の市立学校一斉臨時休業、6月からの段階的な教育活動の再開、令和3年夏の分散登校をはじめ、前例のない対応が多数生じました。臨時休業や分散登校の期間中、各学校においては、保護者等の御協力をいただきながら、児童生徒の健康状態や家庭での学習状況の把握に努めました。また、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の居場所の確保を目的とした「緊急受入れ」や「校庭開放」を実施しました。さらに、家庭での学習習慣の定着、学びの保障を目的とした双方向のICTを活用したオンライン学習など、児童生徒への支援に取り組んできました。現在は消毒や換気等の「3密」を避けるなどの感染対策を行いながら教育活動を継続しています。

(2) 新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びとGIGAスクール構想による1人1台端末の整備

横浜市では、令和2年度から全面実施された新学習指導要領に基づき、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。また、国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月に「横浜市におけるGIGAスクール構想（以下「GIGAスクール構想」という。）」を公表しました。GIGAスクール構想に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、今までの横浜の教育と最先端のICTのベストミッ

クスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を実現する取組を行っています。

- (3) 国における教育政策の主な動き及び横浜市の抱える課題等
小学校の学級編制標準の段階的な引下げ（35人学級）や学校における働き方改革の推進、教育ビッグデータを活用した教育DX（Digital Transformation）の推進をはじめとした国における政策を受け、横浜市でもより良い教育の実現に向けた取組を推進してきました。

また、横浜市においては、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等、多様できめ細かな支援に対するニーズは増加し続けていることに加え、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、教育と福祉・医療分野の連携がますます重要になっています。さらに、いじめ等の児童生徒が抱える様々な課題の早期発見・早期対応に向け、引き続き取り組んでいくことも必要です。

グローバル化の進展やSDGsを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組の要請等を踏まえ、英語教育及び国際理解教育の推進や、課題発見・課題解決力の育成も引き続き重要です。

さらに、子どもたちの学びを支える安全・安心な教育環境の実現に向け、学校施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、計画的な建替えを含む環境改善等を進める必要もあります。

中学校給食については、令和 3 年 4 月より学校給食法上の給食（デリバリー型）の提供を開始し、令和 4 年 4 月の喫食率は 30.1 パーセントとなっています。

5 第 4 期横浜市教育振興基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO 等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

E B P M の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

(1) 一人ひとりを大切に

横浜市は、これまで「横浜教育ビジョン 2030」等に基づき、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進してきました。4 期計画ではさらに、それぞれの個性や発達の段階に応じて、資質・能力を育成するための指標を掲げ、全ての子どもの資質・能力の向上に取り組み、自ら未来を切り拓き、創る子どもを育成します。

横浜市では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語

指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒が年々増加しており、適切な支援を行うことが求められています。さらに、何らかの理由で学校生活に困難を感じている児童生徒や、虐待やいじめなど口に出せないけれども苦しみを抱えている児童生徒も大勢います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、児童生徒が学校で学ぶ喜びを感じられるよう、教職員の努力や家庭や地域、関係者の方々の御協力により、感染対策を行いながら教育活動を再開していますが、感染症への不安など、児童生徒の心への影響を意識する必要があります。

私たちは、今だからこそ、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切に丁寧に見守り、「だれもが」「安心して」「豊かな」学校生活を送れるよう日々の教育活動に取り組んでいく姿勢を徹底する必要があります。そのような学校風土の中で、子どもが失敗を恐れず夢や目標に向かってチャレンジすることを応援していきます。

その上で、それぞれの資質・能力を育成していくよう取り組みます。

平成29年の新学習指導要領の改訂を踏まえ、横浜市では「社会に開かれた横浜らしい教育課程」の実現を目指し、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定を行ってきました。これに基づき、各学校では、それぞれの「学校らしさ」を生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をはじめとする教育活動の質の向上に取り組んできました。

また、G I G Aスクール構想の推進に基づき、1人1台端末や、大容量・高速ネットワークが整備され、児童生徒の学びの可能性が広がりました。

さらに、令和4年度には「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂し、一人ひとりの「学力」の伸びを、義務教育の9年間経年で把握できるようになりました。

横浜が今まで大切にしてきた教育の強みと、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒が学ぶことがますます楽しくなり、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成につながられるよう、授業改善を推進します。

(2) みんなの計画・みんなで実現

児童生徒のだれもが安心して豊かな学校生活を送り、それぞれの資質・能力を伸ばしていくためには、学校の内外で連携し、社会全体の人々で子どもをはぐくむ環境づくりが求められています。

すなわち、学校において複数で見守る体制や組織的な児童生徒の支援体制の整備、教職員と家庭、地域、児童相談所、医療・福祉等の関係機関、民間企業及びNPO等との連携・協働による「チーム横浜」での児童生徒の成長への関わり、教職員が児童生徒をしっかりと支えることができるよう、教職員の育成・働き方改革の推進が必要です。

横浜市はこれまで、教科分担制によるチーム学年経営の推進、児童支援・生徒指導専任教諭の授業を代替することを目的とした非常勤講師配置のフルタイム化の推進、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の拡充等によ

る専門職の活用、部活動指導員や職員室業務アシスタントの配置、ICT支援員の派遣など、様々な取組を通じて複数での見守りや、児童生徒支援体制の拡充に努めてきました。一人ひとりを大切にした教育実践のために、引き続き取組を推進していく必要があります。また、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置・派遣など、引き続き医療・福祉等の関係機関との連携を強化していく必要があります。さらに、児童生徒のより良い学びや不登校児童生徒支援等に当たっての民間企業・NPO等との連携や、市立図書館など学校教育以外の部署との連携、幼保小連携、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働など学校外との連携も重要です。

「みんな」のうち、子どもたちにとっての最大の教育環境となる教職員については、全国的に教員志望者が減少している中、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に基づき、小学校の学級編制において1学級当たりの標準が40人から35人へ段階的に引き下げられることに加えて、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級数の増加傾向により、更なる教員数の増加が見込まれるため、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

また、人権意識を高める中でそれぞれが持つポテンシャルを最大限発揮できるよう持続可能な体制の構築を目指していきます。その中で、新学習指導要領の実施や1人1台端末の活用など教育内容の多様化に対応するため、教職員の資質・

能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン（以下「プラン」という。）」に掲げた4つの戦略に基づいた40の取組を総合的に推進してきました。その結果、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は、プランを策定した平成30年度と令和3年度の市の全体平均を比較すると、小学校で8.1パーセントから5.1パーセント、中学校では32.8パーセントから18.0パーセントと着実に減少しているものの、80時間を超える教職員は一定数残っており、道半ばの状況です。

今後は、更に改革の実効性を高め、一人ひとりが改善を実感できるようにするために、プランに基づくこれまでの総合的・全市的な取組に加え、具体的で焦点を絞った取組を加速させることが重要です。そのため、データ分析により焦点化された課題とその解決に向けた教職員への支援を連動させること等を通じて、働き方改革と教職員の資質・能力の向上をこれまで以上に一体的に推進していきます。

(3) EBPMの推進（客観的な根拠に基づく教育政策の推進）

横浜市はこれまでも、「横浜市学力・学習状況調査」の結果の分析等を通じ、客観的な根拠に基づく教育政策の推進に努めてまいりました。3期計画の策定から3年経ち、世の中のデータ活用の流れは一層加速しています。教育においても、GIGAスクール構想を前倒しで進めたことにより、児童

生徒一人につき 1 台端末が整備され、将来的には学習履歴等の把握・蓄積が進むことが期待されています。

現在、整備を進めている新たな教育センターでは、産学公民が連携し、子どもの新たな学びを創造するために、最先端の ICT やデータ等を活用した調査・研究等に取り組む予定です。

なお、データ活用は、教職員による教育実践の蓄積という横浜市の財産に加え、これまで培われてきた実践の成果や課題を可視化し、共有するための手助けになるものです。日々刻々と状況が変わる学校現場における最終的な判断はプロフェッショナルである「教師」によってなされることはこれまでと変わりありませんが、その一助としてデータを活用し、より良い教育への探究を継続することが有効です。

また、EBPM を推進し、客観的なデータに基づいて目指す方向や進捗状況について対話を行うことは、様々な人の共通理解を得るとともに、学校現場における教育実践と教育委員会における政策を連携させ、教育の質を上げることに繋がります。

「一人ひとりを大切に」の視点を実現していくためにも EBPM は大いに貢献します。

これまで横浜市では、小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした年 1 回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学校 2 年生から中学校 3 年生約 24 万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。

過去5年間の「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の各教科の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回る結果となっています。市全体の平均は一定程度の結果を安定して示すことができている一方で、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きく、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導が求められているという現状があります。

こうした課題に取り組むために、「横浜市学力・学習状況調査」を令和4年4月に全面改訂し、一人ひとりの「学力」の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしていきます。

今までも、調査した年度の学校や学年の「学力」の全体像については、横浜市の平均との比較、学力層や経年変化等により分析し、各学校が学習状況に応じた指導の工夫を行ってきました。

しかし、あくまでも当該年度の平均値との比較、学校や学年の全体像の把握であり、児童生徒一人ひとりの「学力」の経年での伸びを捉えることはできていませんでした。

改訂した調査を活用し、児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びを測る指標を計測することで、より一層、個性や発達の段階に応じた教育活動が行われることを目指します。

約24万人の児童生徒を対象にした試みは、基礎自治体としては全国最大・初となります。

引き続き、「全国学力・学習状況調査」を通じた全国平均と横浜市平均との比較や、「横浜市学力・学習状況調査」を

通じた学校や学年の「学力」の概況の把握については継続しながら、4期計画では、いわゆる非認知能力の一層の分析を含め、国や企業・大学等の関係機関と連携しながら、一步踏み込んだ形で客観的なデータに基づいた学力分析・学力向上に挑戦します。さらに、「Y-P アセスメント」の活用による深い児童生徒理解、授業改善、支え合う風土づくりを推進します。

第2 8の柱

1 柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進

(1) 施策1 主体的・対話的で深い学びの実現

ア 施策の目標・方向性

横浜が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

イ 現状と課題

(ア) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組

a これまで横浜市は、新しい時代に必要となる資質・能力をはぐくむために、探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士や多様な他者と協働しながら学習する協働的な学びと、児童生徒が自己調整しながら学習する個別最適な学びの推進により、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んできました。

- b 平成29年には、改訂された新学習指導要領が掲げる、資質・能力の三つの柱を育成するべく、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」を策定しました。これに基づき、各学校では、それぞれの学校らしさを生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善に取り組んできました。しかし、令和2年からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、体験的な学びに十分取り組めない状況があり課題となっています。
- c 新型コロナウイルス感染症の影響下の中で、授業におけるICT活用や授業改善のポイントなどをまとめた「資質・能力 育成ガイド」を全教員へ配付し、年間を通じて研修や授業研究会をオンライン配信も活用して実施しました。
- (イ) EBPMの推進（客観的な根拠に基づく教育政策の推進）
- a これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒約24万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。
- b 「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回っています。一方、「横浜市学力・学習状況調査」を分析する

と、個人の正答率の差が大きいことから、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導や更なる授業改善が求められます。こうした課題に取り組むため、令和4年度に「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂し、一人ひとりの「学力」の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしています。

(ウ) 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援

a GIGAスクール構想によりオンライン学習が推進され、個別最適な学習方法や、動画等の表現の工夫等のオンラインのよさが明らかになりました。今後は、ICTを活用して、少人数での学習や放課後の学びの支援など、子どもの状況に応じたきめ細かな学習や支援を行うことが重要です。

b 「読みのスキル」は全ての教科等の基本であり、言語に関する学習のつまずきが顕在化する前の指導・支援を推進するため、令和元年度に4校を推進校に指定し、「読みのスキル」向上事業を開始しました。定期的なアセスメントを通じて読むことに関する課題を抱える子どもを把握し、重点的に支援・指導を実施することにより、読むことへの抵抗感の低減を図っています。基礎的な指導は小学校低学年で行いますが、学年が上がってもつまずいてしまう子どもがいることから、取組を学校全体のものとしていくことが今後の課題です。

c 家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない児童生徒に対して、「学校・地域コーディネーター」を中心とした運営委員会等又は学校が、地域及び関係機関等と連携し、放課後等の学習支援を実施しています。事業を継続・拡充していくに当たり、ボランティア等の担い手や活動場所、活動時間の確保が難しいといった課題があります。

(エ) チーム学年経営

a 中学校との接続期である小学校高学年においては、児童指導上の課題が多様化・複雑化し、学習指導の内容も専門的になります。そこで、学級を持たない学年主任等をチーム・マネジャーとして配置するとともに、教科分担制を導入することで組織的・効果的な学年経営を強化してきました（平成30年度から令和4年度まで188校導入）。

b 令和3年度に実施した、チーム学年経営推進校の児童と家庭を対象としたアンケート結果を見ると、児童の学力向上や心の安定につながる一定の成果が見られました。また、教員向けのアンケートからは、教員の育成と働き方についても、改善が図られてきています。

c 効果的にチーム学年経営に取り組むためには、チーム・マネジャーの存在が欠かせませんが、各学校では非常勤講師の加配を活用するなど、チーム・マネジャーを工夫して配置することが必要になっています。

(2) 施策 2 情報教育の充実及び教育DXの推進

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 「GIGAスクール構想」を踏まえ、1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図ります。
- (イ) 新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の強化を図るとともに、EBPM（エビデンスに基づく政策形成）を推進することで、より効果的・効率的な教育活動や教育施策を実現します。

イ 現状と課題

- (ア) 横浜市におけるGIGAスクール構想
 - a 国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月に「GIGAスクール構想」を公表しました。
 - b 「GIGAスクール構想」に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、横浜市が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端のICTのベストミックスを図ることにより、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。引き続き、全ての学校で等しく児童生徒がICTを活用できる環境整備、児童生徒の情報活用能力や教職員のICT活用指導力の育成、最先端の研究の実施等により、教育の在り方を日々

アップデートする必要があります。

(イ) 児童生徒の情報活用能力の育成

- a ロイロノート・スクールや Google Workspace for Education のアカウントを全児童生徒に配付し、クラウドサービスを活用した教育環境の充実を進めてきました。
- b 令和 3 年度から国の学習者用デジタル教科書の実証事業にモデル校が参加し、令和 4 年度は全小・中・特別支援学校が英語のデジタル教科書の実証事業に参加しています。
- c 情報活用能力の育成に向け、「情報教育推進プログラム」に基づく情報教育実践推進校の実践事例の紹介など、各学校の情報教育全体計画の作成や推進を支援しました。
- d プログラミング教育の推進のため、小中学校で校内研修支援や授業づくり支援を実施しました。また、プログラミングアプリの授業支援ハンドブックを学校向けに通知しました。
- e 児童生徒の端末やインターネットを利用したトラブル等を未然に防止できるよう、令和 2 年度に保護者向けの情報モラルリーフレット（データ版）や情報モラル動画を配信しました。

(ロ) 教職員の ICT 活用指導力の育成

- a 令和 3 年度の教員の「ICT 活用指導力実態調査」によると、横浜市は児童生徒の ICT 活用を指導する

教員の能力が全国平均の水準とほぼ変わらない状況ですが、現状では、学校間での活用の差が生じています。

。

b 小・中・義務教育学校で実施したGIGA端末の利用状況と活用推進等に関するアンケート（令和4年5月）では、授業でICT活用ができていない理由として、「教職員のICT端末活用のスキル」との回答が一定数見られました。

c 横浜市が協力した国立教育政策研究所による調査によれば、学校のICT活用には、「研修の必要性」、「学校組織内に浸透させるマネジメント」、「キーパーソンの存在」が必要であることが示されており、活用推進に向けた支援体制の構築が必要です。

d 授業におけるICT活用のポイントや「主体的・対話的で深い学び」の視点を実現するための授業改善のポイント、各学校の実践の好事例などをまとめた冊子、「資質・能力 育成ガイド（単元・題材づくり編、授業づくり編）」を全市教員へ配付しました。

e 著作権法や情報セキュリティについて、教職員向けのオンライン研修やeラーニングコンテンツを充実させ、適切に教育活動が実施できるよう周知しています。

。

(エ) ICT環境整備

a 令和2年度に、小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台端末や大容量・高速の校内LAN等を整備しま

した。また、令和 3 年度からは、今後の通信容量増大においても、安定した通信速度を確保するため、ネットワーク回線の専用線化を順次行っています。

- b ICTをより効率的に活用するために、プログラミング教育の支援や、オンライン学習・オンライン授業、端末のトラブル等の相談に対応する ICT 支援員を全市立学校に派遣しています。

(カ) 新たな教育センターと E B P M の推進

- a 平成24年度末に教育文化センターが閉鎖して以降、研究・研修、教育相談の各機能が複数の建物に分散し、機能間の連携の低下や入居する民間ビルの施設環境の制限等の課題を抱えながら業務を進めてきました。分散後の教育センターの課題やあるべき姿、新たな教育センターの整備手法等を検討し、令和 2 年 3 月の基本構想の策定、令和 3 年 12 月の基本構想の一部見直しを経て、令和 4 年 1 月に整備に向けた事業者募集を行いました。
- b 新たな教育センターでは、これまでの課題を解決するとともに、それぞれの機能を強化していくことが求められます。また、教育分野においても E B P M の推進が求められる中、「調査・研究・開発」機能を強化して実行に移していくため、教育委員会、学校現場及び教育研究会等が連携しながら取り組んでいく必要があります。

(3) 施策 3 特別支援教育の推進

ア 施策の目標・方向性

- (7) 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。あわせて、障害のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたちが共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を目指します。
- (4) 教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

イ 現状と課題

- (7) 就学・教育相談
 - a 特別な支援が必要な子どもにふさわしい学びの場に関する相談は、平成24年度からの10年間で約 1.4 倍に増加しています。相談の体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えることが求められています。また、保護者に対して、特別支援教育総合センターでの来所相談以外でも、不安の解消につながる情報を発信する必要があります。
 - b 就学後の指導・支援に向けて、就学前の支援の円滑な引継ぎや、学校への適切な情報提供が行われるよう、幼稚園、保育所、地域療育センター、児童相談所、福祉・医療等の関係機関の情報共有などを通じた相互の連携が必要です。
 - c 現在、特別な支援が必要な子どものふさわしい学び

の場に関する相談は特別支援教育総合センターが、不登校や友人関係等の一般教育相談と心理・医療等の専門相談は教育総合相談センターが行っています。多様化する教育的ニーズに総合的に対応できるよう、分かりやすい相談窓口を構築し、相談の充実を図ることが必要です。

(イ) 小中学校等の一般学級及び個別支援学級

a 小中学校等には、一般学級においても特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が在籍しており、様々な疾患や肢体不自由、医療的ケアなど、見守りや介助が必要となっています。個別支援学級においては、平成24年からの10年間で在籍者数が約 1.9 倍と急激に増加しています。

b 児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育に係る知識・理解の向上や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実が必要です。個別の指導計画の作成や校内委員会を通して支援内容を明確にするとともに、横浜型センター的機能を効果的に活用し、特性に応じた合理的配慮を提供することが必要です。

(ウ) 通級指導教室

a 通級指導教室を利用する児童生徒数は、平成24年からの10年間で約 1.8 倍と急激に増加しています。入級希望者の増加による過大規模化に対し、十分な指導場

所や指導時間の確保を進めるとともに、通級指導教室の増設に向けた検討の必要があります。

- b 児童生徒が在籍する小中学校等においては、その子の特性や発達段階を踏まえて必要な支援を把握し、学級担任等の対応力を高めることが重要です。そのため、通級指導教室担当教員による協働型巡回指導の取組や横浜型センター的機能を充実させていく必要があります。
- c 通級指導教室担当教員には高い専門性が求められるため、OJTだけでなく、外部の研究機関への研修派遣を積極的に行うなど、計画的に人材育成を行っていく必要があります。

(エ) 特別支援教室

- a 小中学校等においては、児童生徒が在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて学習等をするためのスペースとして、特別支援教室を設置しています。特別支援教室では、教科指導や自分なりの学び方を身に付けるための支援のほか、登校支援や在籍学級への適応に向けた支援など、児童生徒の社会性、コミュニケーション等の課題に対する様々な支援が行われています。
- b これまで、特別支援教室実践推進校においてモデル的に取組を進めてきたことを踏まえ、取組の好事例を各校で共有し、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な活用や、非常勤講師の配置等を含めた指導体制の充実

に更に取り組む必要があります。

(オ) 特別支援学校

- a 横浜市においては、学校教育法で定める 5 障害種全ての特別支援学校を全 13 校設置しています。在籍児童生徒数は全体的に横ばい傾向ですが、市北東部など一部の地域においては、今後、増加することが見込まれています。国の特別支援学校設置基準や神奈川県の特
別支援教育の推進指針等を踏まえ、県市が連携して、児童生徒の受入体制の充実に取り組む必要があります。
。
- b 児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、教員の専門性の更なる向上の下、個々の教育的ニーズを一層丁寧に把握し、実態に応じた指導や支援を行う必要があります。また、センター的機能の発揮を通じて小中学校等と連携した地域の特別支援教育を推進していくことが必要です。
- c 重度化、重複化する医療的ケアの必要な児童生徒への対応のため、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの体制の充実に取り組むことはもちろん、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校においても医療的ケアが必要な児童生徒が在籍していることを踏まえ、各校の実情に応じた医療的ケアの体制について引き続き検討する必要があります。
- d スクールバスの乗車時間目標（60分）が達成できていない現状やスクールバスに乗車できていない医療的

ケアのある児童生徒への対応など、通学支援の充実に取り組む必要があります。

- e 学齢期から同世代の児童生徒が交流し、共同で学習する機会を更に充実すること、また、学校や地域における交流活動を支援すること等により、広く市民の障害等への理解を深め、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

(4) 施策 4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

ア 施策の目標・方向性

増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援を充実させるとともに、教育機会の保障に向けた取組をはじめとする子どもの貧困対策の推進や教育相談の充実など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

イ 現状と課題

(ア) 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

- a 横浜市の不登校児童生徒は令和 3 年度に 6,166 人と 10年で約 1.8 倍に増加しており、全国的にみても、横浜市の不登校の発生率は高い傾向にあります。
- b 平成28年12月に制定された「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」等により、「不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮」することや、「登校という結果のみを目標にするので

はなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」といった基本的な考え方が示され、学校内外における子どもの多様な学びの場の確保及び個別最適な支援の充実が求められています。

- c 学校では、担任、児童支援・生徒指導専任教諭及び養護教諭等による指導・支援、校内ハートフル事業における不登校児童生徒支援員による支援のほか、「スクールカウンセラー（以下「SC」という。）」による相談等を行っています。

学校外においても、横浜教育支援センターによる支援とともに、フリースクール等の民間教育施設と連携した支援を実施し、不登校児童生徒の学習機会の確保と社会的自立に向けた重層的な取組を行っています。個別支援学級在籍者及び通級指導教室利用者からの、ハートフルスペースやハートフルルーム利用申込が増加傾向にあり、個別最適な学習機会・居場所の確保を改めて検討する必要があります。

横浜市立学校においては、不登校児童生徒一人ひとりの状態について、校内で児童支援・生徒指導専任教諭及び特別支援教育コーディネーター等が中心となり、関係教職員及びSCやSSWとともに丁寧にアセスメントを行います。その上で児童生徒の特性や状態に応じ、横浜教育支援センター事業の活用も検討しながら、個別最適な学びと安心できる居場所の提供を実現

できるよう支援しています。

(イ) 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

a 市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年度3,110人と10年間で約2.6倍に増加しています。全国よりも大きな増加率で急増しており、市区町村単位での在籍数は全国的に見ても最大規模となっています。

b 市内における外国籍等児童生徒の国籍及び外国につながる国・地域の総数は、令和3年度では109の国や地域に上り、市内での国籍別にみると中国が半数以上を占めていますが、南米、ベトナムが多い地域など様々です。これらの状況も踏まえ、児童生徒の増加に伴い、個々の児童生徒を取り巻く環境や抱える課題も多様化、複雑化しています。また、横浜市は、いわゆる集住自治体とは異なり、市内でも在籍が一部の地域に集中する「集住」と、少人数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時に進んでおり、個々の児童生徒や地域の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

c 国では、平成30年の出入国管理及び難民認定法改正を契機に、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた施策の充実が図られています。「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（

答申) (中教審第 228 号)」においては、外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、指導体制の確保・充実等を図る必要があるとされています。

- d 横浜市では、昭和56年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、近年も平成29年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和2年に「鶴見ひまわり」、令和4年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当教員の配置拡充等、支援の充実を図ってきました。
- e 日本語指導が必要な児童生徒は日本語が分からないため授業理解に困難を抱える場合があるだけでなく、一人ひとりの背景や取り巻く環境、課題の多様化が進んでいます。このような中で、日本語指導が必要な児童生徒が「安心して」「豊かに」学校生活を送り、将来、社会で活躍していくための素地をはぐくんでいく必要があります。
- f 今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定され、引き続き、横浜市としては、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による初期の集中的な支援体制の更なる充実を図っていくとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図っていく必要があります。また、日本語指

導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることを踏まえ、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでいく必要があります。

(ウ) 子どもの貧困対策の推進

- a 令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同年11月にこの改正に基づき新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。これらを踏まえ横浜市としての基本目標や令和4年度から5年間で取り組む施策等を盛り込んだ「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を令和4年3月に策定し、本計画の下、教育、福祉、子育て支援等、様々な分野において取組を進めています。
- b 横浜市では、景気回復による世帯収入の微増に伴い、就学援助認定者数及び就学援助率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による所得減少世帯の増加が懸念されましたが、平成24年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。
- c 家庭の状況によって就学の機会が狭まることのないよう、就学援助や給付型奨学金制度が十分に周知され、必要とされる支援が行き渡ることが重要です。また、就学後の学校生活においてもあらゆる場面で支援を継続していく必要があります。
- d 地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り、支える取組が広がっており、学校と地域

が連携・協働して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。

- e 子どもの貧困対策に当たっては、教育委員会だけではなく、こども青少年局による養育環境に課題のある子どもや家庭に対する支援、区的生活支援課による生活保護を受給する世帯を対象とした支援など、全庁的に取組を進めています。引き続き、子どもに関わる全ての部局が連携して貧困対策の取組を進めていく必要があります。

(エ) 教育相談の充実

- a 各学校では、教職員をはじめ、SCやSSW等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を行っていますが、相談内容が多様化し、その要因も様々な背景があることから、一つの相談機関では解決できない事例が増えています。
- b 不登校や友人関係など学校生活上の困り事に関する一般相談や、心理や医療等に関する専門相談を教育総合相談センターで、また、特別な支援が必要なお子さんのふさわしい学びの場に関する相談を特別支援教育総合センターで受け付けており、相談件数は増加傾向にあります。
- c 適切な教育相談につながるために、相談者や学校、関係機関にも教育相談窓口が適切に周知される必要があります。また、西区の横浜市教育総合相談センターと保土ヶ谷区の横浜市特別支援教育総合相談センター

が相互に連携していく仕組みづくりを推進していく必要があります。相談者等が適切な相談機関につながるよう、相談窓口を充実させるとともに、分かりやすい相談体制を構築します。そのために、新たな教育センターの整備に当たっては、「教育総合相談センター」と「特別支援教育総合センター」のワンストップ化に向けた検討を進めていきます。

(5) 施策 5 新たな時代に向けた高校教育の推進

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 新学習指導要領に基づく「総合的な探究の時間」の取組及び課題探究型学習の実施により、主体的な学びを実現する高校教育を推進します。
- (イ) 各校の特色ある取組を発展させ、魅力ある高校づくりを引き続き行うとともに、グローバル教育やサイエンス教育の取組により、世界で活躍することができる人材を育成します。
- (ウ) 生徒の多様性を尊重し、様々なニーズに対応することで、生徒一人ひとりが自らのよさや可能性を認識しながら、生き生きと学校生活を送ることができる高校を目指します。

イ 現状と課題

- (ア) 各校における「総合的な探究の時間」の取組
 - a 新学習指導要領に合わせて、令和元年度から実施している「総合的な探究の時間」の取組は、例えば、SDGs への取組等、文系と理系の両方を横断的に学ぶ

「文理融合」の視点から、物事を多角的に捉える力を養うことや、知識・技能の定着及び思考力・判断力・表現力の育成につながると考えられます。

b 各校代表生徒による「横浜市立高校課題探究発表会」を年に1回実施し、横断的視点を持って知識の活用、論理的思考力、表現力や自ら課題を発見し探究する力を育成しています。

c 生徒が主体的に課題に向き合い、解決していく資質・能力を育成するためには、「総合的な探究の時間」と各教科等での学習の関連性を十分に意識しながら取り組み、各教科等へ発展させていくことが求められています。そのためには、校内体制の整備や指導方法の工夫等の学校全体での取組、教職員の指導力の向上、意識啓発等を行うとともに、学校間で連携を図りながら取組の質を向上させる必要があります。

(4) 魅力ある学びの創出に向けた取組

a 市立高校ではこれまで、専門学科や専門コースの設置による多方面・多分野で活躍することができる人材の育成、地域との連携を生かしたプログラムの実施、大学・企業・専門機関等と連携した取組の推進、SDGs 達成の担い手育成・ESD (Education for Sustainable Development) の推進等、生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばすための様々な取組を行ってきました。取組を通して、全9校10課程及び別科がそれぞれに異なる特色を打ち出しながら、次世代を担

う人材の育成を行い、市民にとって魅力ある市立高校づくりを行っています。さらに、これらの取組で培った各校の特色を生かしながら、「総合的な探究の時間」に重点的に取り組むことで、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、持続可能な社会の作り手をはぐくむことを目指しています。そのためには、各事業の効果検証や各校の実情の把握等により、改善や見直し等を積極的に図り、市立高校への指導や助言、情報提供等の支援体制の充実を図っていく必要があります。

b 中高一貫教育校については、平成24年度に南高校、平成29年度に横浜サイエンスフロンティア高校に附属中学校を併設し、6年間を見通した計画的・継続的な教育活動を展開してきました。南高校については、附属中学校の開校から10年経過したため、これまでの取組の検証を行い、今後の中高一貫教育をより充実していく必要があります。横浜サイエンスフロンティア高校については、スーパーサイエンスハイスクールの取組を附属中学校まで広げて活動を展開しており、今後、教育内容をより充実・発展させるための検討を進めていく必要があります。

(ウ) グローバル教育・サイエンス教育の推進に向けた取組
これまで市立高校では、英語教育を活用したグローバル化への対応や国際交流の促進による多文化理解等、グローバル教育の充実を図ってきました。今後、社会の国際化が一層進んでいく中、幅広い視野を持ち、様々な分

野で活躍することができる人材の育成を更に進めていくことが求められています。こうした社会の状況に対応するためには、これまでのグローバル教育について、ICTを活用しながら、更に発展させていくとともに、横浜サイエンスフロンティア高校で推進してきたサイエンス教育の取組を市立高校全体に浸透・発展させていく必要があります。

(エ) 多様化する生徒への支援

生徒が多様化している中、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援についてもニーズが高まってきています。また、特別な教育的支援を必要とする生徒や保護者は、不安を抱えながら中学校卒業後の進路を選択している状況もあります。そのため、市立高校においては、「通級による指導」の実施等、中学校段階からのきめ細やかな切れ目のない支援が求められています。

生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残すことのない教育を実現するためには、現状の相談・支援体制の更なる充実を図ることが必要です。

(6) 施策 6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

ア 施策の目標・方向性

(ア) 市内 131 の小中一貫教育推進ブロック（令和 4 年度現在）、7 の併設型小・中学校ブロック、3 校の義務教育学校において、9 年間の一貫したカリキュラム・マネジメントを通して、資質・能力の育成を目指します。

(イ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえ

たカリキュラムの編制・実施を通じて、生涯にわたる学びや生活の基盤を作る重要な時期（「架け橋期」）を過ごす、5歳児から小学校1年生までの子どもの成長を切れ目なく支えていきます。

イ 現状と課題

(7) 小中一貫教育の充実

- a 横浜市では、平成21年度から小中一貫教育推進ブロックを全市立小中学校で設置してきました。平成27年度の改正学校教育法の成立を受けて、平成28年度に「横浜市立義務教育学校霧が丘学園」、平成29年度に「横浜市立義務教育学校西金沢学園」が開校し、令和4年4月には「横浜市立義務教育学校緑園学園」が開校しました。また、併設型小・中学校は、平成29年度に4ブロック、平成30年度に1ブロック、令和2年に2ブロックの合計7ブロックを設置しました。
- b 小中一貫教育推進ブロック及び併設型小・中学校では、学校行事や部活動等を通じた児童生徒交流や地域と連携した合同防災訓練、小中合同授業研究会の実施などを行い、9年間を見通した教育課程の編成や児童生徒指導をはじめとした教育課題解決に向けて成果が見られます。
- c 令和2年度に併設型小・中学校の旭中ブロックでは、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成といった新しい科目の設定（独自教科の導入）等、先進的な取組を行いました。今後は、全ての義務教育学校

や併設型小・中学校に先進的な取組を拡充していくことが必要です。

(イ) 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

- a 横浜市では「横浜版接続期カリキュラム」に基づき、幼保小連携の取組を推進してきました。市立小学校でのスタートカリキュラム実施率は 100 パーセントとなっており、幼児期の育ちや学びを小学校生活に円滑に接続することの必要性が、市内の小学校に浸透しています。また、「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」等を通じ、学びや遊びの環境を作る手立てやスタートカリキュラムの具体的な取組事例等の情報共有が進みました。
- b 更なる円滑な接続のために、今後は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして園と小学校がお互いのカリキュラムや活動の内容を理解し合ったり、協働してカリキュラムを作成したりすることで、子どもの育ちや学びをつなぐことが求められています。

2 柱2 とともに未来をつくる力の育成

(1) 施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

ア 施策の目標・方向性

グローバル社会で活躍し、地球規模の課題の解決に向けて、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働・共生できる人材をはぐくみます。そのために、横浜市の英語教育を一層

推進することにより、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進し、世界で活躍するための能力や態度の育成を図ります。

イ 現状と課題

(ア) 英語教育

- a 平成20年度に、小中学校9年間を通じた英語教育を実施するため「横浜市小中学校英語教育推進プログラム」を策定し、平成21年度には、英語を母語とする外国人講師であるAETを小学校全校に派遣、中学校・高等学校全校に配置して、コミュニケーション能力の育成に取り組んできました。さらに、平成22年度に、全国に先駆けて小学校1～4年生で年間20時間、5・6年生は年間35時間の外国語活動を開始しました。
- b 平成26年度には、中学校全校にAETの常駐配置が完了し、令和2年度には、小学校における外国語の教科化に伴い、英語の免許を持っていない小学校の担任が英語を教える上で不安を抱かないように、小学校のAETの派遣を122名から193名に拡充しました。
- c 知識・技能の習得にとどまらず、児童生徒が習得したことを基に自分で思考・判断しながら英語を活用することができるよう、小学校英語村やスーパーイングリッシュプログラムを通じて、スピーチやディスカッションなどのコミュニケーションを主体とした活動を行っています。
- d 平成28年度からは、生徒自身が到達度を確認し次の

学びにつなげるとともに、外国語科教員が得られた結果を基に日々の授業を改善するために、全中学校3年生で英検を実施し、外部指標として活用しています。平成30年度には、「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」を策定し、「英語を活用しながら、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働、共生できる人」の育成を目指し、12年間で一貫した英語教育を推進しています。

e 全国の中学校3年生を対象に実施された、「平成31年度全国学力・学習状況調査」（次回調査は令和5年度）において、全国平均正答率と比較すると、中学校の英語の調査結果が、全体及び領域別共に、全国平均を上回っています。

f さらに、生活習慣・学習習慣に関する調査では、「将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいか」という設問に対し、50パーセントの生徒が「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答しており、全国平均を9ポイント上回っています。

(イ) 国際理解教育

a 昭和62年度から小学校国際理解教室を開始し、外国出身の講師である I U I を学校に派遣し、英語でのやり取りを通して出身国・地域の文化や生活を紹介する取組を行ってきました。現在は、小学校では1年生から6年生までと、希望する特別支援学校全校で実施しています。

- b 昭和61年度から「よこはま子ども国際平和フェスティバル」を開始し、現在は「よこはま子ども国際平和プログラム」として、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストやよこはま子どもピースメッセンジャーの国際連合本部派遣などの取組を行っています。さらに、横浜において大規模な国際イベントが開催される機会を捉え、国際交流の取組を進めてきました。
- c あらゆる人々の多様性を認める柔軟さを持ちつつ、主体的にコミュニケーションを取り、協働・共生する力をはぐくんできました。引き続き、児童生徒の英語を使う意欲を高め、国際性をはぐくみ、異文化に触れるとともに自国の文化に目を向ける態度を養い、多様性を尊重し、協働、共生できる人を育成していく必要があります。

(2) 施策 2 持続可能な社会の創り手育成の推進

ア 施策の目標・方向性

持続可能な社会の創り手を育成するために、地域・企業・NPOなどと連携・協働して、教育を通してより良い社会や新たな価値を創造することを目指します。その方向性として実社会における課題の解決に向けて行動する人をはぐくむため、SDGs達成の担い手育成（ESD）と「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進します。

イ 現状と課題

(ア) SDGs達成の担い手育成（ESD）推進

- a SDGsは、2030年までに持続可能でより良い世界

を目指す国際目標で、17の目標で構成されています。

「地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育」である ESD は、全ての SDGs の達成に大きく関係するものであり、これからの学校教育の根幹になります。

- b 横浜市では、平成28年度から文部科学省の指定を受け ESD を推進しており、令和元年度からは ESD の目的を SDGs 達成の担い手育成と明確化して、ESD 推進校（ユネスコ・スクールを含む）を中心に取り組んでいます。
- c ESD 推進校の取組について実践報告書を作成し、全校への配付や交流報告会を実施してきたことで、ESD についての取組を一部の学年や学級、教科等で行っている学校数は年々増加していますが、全ての学年の教育活動に位置付ける等、学校全体で社会とのつながりを意識しての取組にすることが重要です。
- d 令和2年度に ESD 推進校に実施した東京大学の調査（対象：児童生徒 2,631 名、教員 683 名）から、「ホールスクール（学校全体）としての取組の方が児童生徒の知識・態度・行動に影響を与えている」という分析結果が出ており、学校全体で ESD についての取組をしていくことが「持続可能な社会の実現に向けて行動する力」を育成していく上で重要になります。

(4) 「自分づくり（キャリア）教育」の推進

- a 横浜市では、「自分づくり（キャリア）教育」を、全ての教育活動を通して子どもたち一人ひとりが自信を持ち、社会や集団の中での自分の役割を意識し、今も将来もふるさと横浜に貢献していくことで、夢や希望、目標を持てる子どもを育成する教育と位置付けています。
 - b 「自分づくり（キャリア）教育」では、「自己肯定感」「コミュニケーション」「地域貢献・社会参画」を視点として、企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組を進めています。この取組を支援するために、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を推進し、参加校数及び取組数も年々増加傾向にあります。
 - c 「自分づくり（キャリア）教育実践推進校」を指定し、学校全体で「自分づくり（キャリア）教育」を推進する学校を支援し、その取組を市内の学校等に発信をしています。
 - d 小学校では、学級単位の総合的な学習の時間で、地域や社会の課題解決に向けての学習活動が行われていることが多く、中学校では、自分の進路を見つめるための学習活動に重きが置かれる傾向があるため、教育活動全体を通して「自分づくり（キャリア）教育」を更に推進することが必要です。
- (ウ) 「SDGs 達成の担い手育成（ESD）」と「自分づくり（キャリア）教育」の一体的な推進

- a 令和 3 年度の「全国学力・学習状況調査」において、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答える小学校 6 年生が 60.3 パーセント、中学校 3 年生が 42.9 パーセントで年々増加傾向にあります。SDG s 達成の担い手育成（ESD）の推進や、はまっ子未来カンパニープロジェクト参加校の増加に見られる「自分づくり（キャリア）教育」の広がりや充実が寄与していると考えられます。今後は、持続可能な社会の創り手育成という観点から、「よくするために何をすべきかを考える」だけでなく、「その課題を解決する」という主体性が発揮されている状況を把握する必要があります。
- b 予測困難な社会の変化に主体的に関わるためには、より良い社会づくりの視点である「SDG s 達成の担い手育成（ESD）」と、幸福な人生の創り手の視点である「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進することが必要です。そのためにも、学校全体での ESD の取組の中に「自分づくり（キャリア）教育」の視点を取り入れたり、はまっ子未来カンパニープロジェクトの取組を SDG s と関連付けたりするなど連携を進める必要があります。

3 柱 3 豊かな心の育成

(1) 施策 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

ア 施策の目標・方向性

人権尊重の精神を基盤とし、「子どもの社会的スキル横

浜プログラム」の活用により、温かな学校風土を醸成するとともに、多様性を認め合い豊かな心をはぐくむ道德教育の推進を通じて、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに取り組みます。また、「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性や情操をはぐくみます。

イ 現状と課題

(ア) 人権教育の推進

a 横浜市では、平成13年度に「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、平成15年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」を、教育長通知として発出し人権教育を推進してきました。平成29年度には、上記の通知を踏まえ、全市立学校が取り組む具体的な方針を示した「人権教育の充実に向けて『想（おもい）』」を発出し、「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」の2つの理念で人権教育を推進しています。

b 社会の状況が大きく変化し、人間関係の希薄化、子どもの背景の複雑化、多様化など、これまで見えていなかった人権課題の顕在化に加え、コロナ禍における不安やストレスなどが指摘されています。そのような中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、多様性を認め、様々な人権課題を自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てること、そ

れらを支える風土づくりが求められています。

(イ) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進

a Y—Pアセスメントは、複数の教員でその結果を分析し、具体的な支援策を講じることで、学級の中で子どもの自己肯定感がはぐくまれ、仲間との関わりが豊かになることを目指しており、同一年度内に複数回実施することで子どもの心情の変化を把握することができます。令和3年度に2回以上実施している横浜市立学校は、小学校は76.2パーセントに上りますが、中学校は28.6パーセントにとどまっています。全学級での取組になっていないことや、アセスメントの結果を子どもへの支援や学級経営の改善に生かしきれていないという現状があり、市全体の状況を分析し、その結果を学校現場に還元することで、管理職の意識向上や教員の人材育成につなげることが求められます。

b 小中学校全体に取組を広げ、市全体の自己肯定感の育成状況等の傾向や、学級経営との関連の分析等に生かし、学校現場にフィードバックしていくことが求められます。

c より良い効果測定に向けて継続的にY—Pアセスメントのバージョンアップを図るとともに、集計作業等の負担を軽減するため、端末上で調査を実施すること（CBT）を検討する必要があります。

(ウ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

- a 児童生徒の実態に応じた授業を行うために、授業改善に重点を置いた教員向け研修を実施しました。研修を踏まえ、各校ではより実生活との関連を重視し、児童生徒が日常生活で直面する様々な課題を自分事として捉えて「考え、議論する道德」の実現に向けた授業改善が図られています。
 - b 「実生活との関連を重視した取組」を行い、学校の教育活動全体を通じた道德性の育成を目指すためには、「道德教育全体計画」に基づき、全教員が参画する体制づくりを一層推進することが必要です。
 - c 道德授業力向上推進校（各区小学校 1 校・中学校 1 校の合計36校）の活動が定着し、各校の授業力の向上に向けた活動及び「豊かな心の育成推進プラン」等の作成・改訂を行いました。「道德授業力向上推進校」については、令和 4 年度より道德科を要として実生活との関連を重視した取組の研究を行う「豊かな心の育成推進校」へと発展させ、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の更なる充実に取り組んでいます。
- (エ) 「本物」に触れる機会の創出
- a 豊かな心を育成するため、オーケストラやバレエの鑑賞など音楽・舞台芸術体験を通して感性を磨き、心豊かに生きていこうとする資質や能力をはぐくむとともに、市内文化施設や芸術団体等がコーディネーターとして、様々な分野で活躍するアーティスト（芸術家）と学校をつなぎ、子どもが「本物」に触れる機会を

創出しています。

- b 文化芸術創造都市である横浜市では、文化施設、芸術団体、アーティスト（芸術家）と学校が連携・協働し、文化的体験を数多く生み出すことで、子どもたちの豊かな感性や情操をはぐくむことが期待されています。

(2) 施策 2 安心して学べる学校づくり

ア 施策の目標・方向性

目の前の子どもに寄り添い、背景を捉え、課題を解決しようとする教職員の意識を高める取組を推進するとともに、教職員とSC、SSW、また、必要に応じて、心理、福祉・医療等の専門家や区役所等の関係機関が連携し、いじめなどの様々な課題に対して組織的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

イ 現状と課題

(ア) 安心して参加できる集団づくり

- a 横浜市のいじめの認知件数は、令和3年度で7,556件と増加傾向です。認知件数の増加について、国は、平成27年8月に「いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する」との見解を示しており、横浜市では、この見解に基づき、認知件数の向上に努めています。

- b 令和3年度に認知件数が増加した理由としては、令

和元年度や令和 2 年度と異なり、長期の一斉臨時休業がなかったことや、各区において「積極的ないじめ認知に向けて」というテーマで、より実践的な校長研修を実施したこと、各学校が校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見するために「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果などが考えられます。

- c いじめの解消について、国は平成29年 3 月に基準を変更しており、横浜市では当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動を行っています。令和 2 年 1 月に国が開催した自治体との連絡会議においても、いじめは丁寧かつ慎重に対応することになるため、解消率が前年度と比較して下がることは問題ではないとの見解が示されており、引き続き、子どもの困り感に寄り添いながらモニタリングしていくことが必要です。
- d インターネットや SNS でのいじめ等、表面化しにくい課題もあることから、相談しやすい環境づくりが重要です。
- e 令和 3 年度の不登校児童生徒数は、6,616 人であり、この10年で約 1.8 倍（平成23年度 3,690 人）に増加しています。
- f 学校内で発生した暴力行為は、令和 3 年度 5,010 件と前年度から 165 件（3.4 パーセント）増加しました。小学校では対教師暴力が33件（11.4パーセント）増

加し、中学校では生徒間暴力が 176 件（34.4パーセント）増加し、暴力行為の総件数は 8 年ぶりに増加しました。

g 安心できずに生活している子ども、辛い思いを抱えて生活している子どもに気づく力を養い、これまで以上に子どもを主体に考え、一人の人間として尊重できるよう、教職員の人権感覚や人権意識の向上が求められています。

h いじめの早期発見・早期解決の観点から、各学校の児童生徒支援体制を整備すること、また、未然防止の観点から、児童生徒一人ひとりが安心できる集団づくりが必要です。そのための施策の一つとして、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用に取り組んでいますが、引き続き小中学校全体での活用を推進することが重要です。

i 「横浜子ども会議」を通して、いじめの未然防止に向けた子ども主体の実践的な取組を保護者や地域とともに促進できるよう、教職員をはじめとした大人がサポートすることが重要です。

(4) 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化

a いじめや暴力等、子どもの問題行動の背景には、児童生徒の発達面の課題のほか、その環境面に困難さを抱えるものも多く見られ、教員のみで解決するのではなく、専門的な知見を加えて、解決の道筋を立てることが重要です。学校は、これまで以上に区（保健・福

社)、医療とつながることが必要であり、これらの連携をスムーズに行う役割の存在が不可欠です。

b 子どもが抱える課題の早期発見・早期対応には、心理の専門職である S C や、社会福祉の専門職である S S W がチーム学校の専門職として、教職員とともに児童生徒の支援を行う必要があります。

c 令和 3 年度は、中学校ブロックごとに小中一貫型カウンセラーを配置するとともに、S S W は高等学校・特別支援学校での巡回型支援を開始し、全ての学校を S S W が定期的に巡回して支援する体制を構築しました。また、児童虐待防止対策として、S S W が、学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援する役割を担うこととしました。学校からの支援ニーズは年々高まっていますが、常に相談時間が足りない状況にあり、引き続き相談体制を充実することが必要です。

d S C や S S W が学校とともに、より専門的で有効な支援を行うには、O J T やスーパーバイザーからの指導・助言、専門職同士がチームになって互いの実績や経験を共有できる環境整備等が必要です。

4 柱 4 健やかな体の育成

施策 1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

(1) 施策の目標・方向性

ア 学校給食法の趣旨を踏まえ、全ての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保するとともに、小学校から中学校の 9 年間の切れ目ない食育の推進に取り組み、

健全な食生活を実践することができる児童生徒を育成します。

イ 「横浜市立小中学校児童生徒 体力・運動能力調査（体格、生活実態調査を含む）（以下「市体力・運動能力調査」という。）」の分析を踏まえ、科学的根拠に基づく児童生徒の生活習慣の改善と運動・スポーツに親しむ態度の育成に取り組みます。

(2) 現状と課題

ア 全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進

(ア) 生徒が中学校生活へ円滑に移行することを目的として、入学後一定期間、給食を食べることを推奨する「さくらプログラム」の取組を、令和3年度の86校から令和4年4月は全校へ拡大しました。4月の喫食率は30.1パーセントとなるなど、給食を利用しやすい環境づくりが年々進んでいます。

(イ) 現在のデリバリー型給食は選択制で、給食の利用を希望する全ての生徒に提供していますが、最大40パーセントまでの生徒にしか給食を提供できない供給体制であることが課題です。給食の質の向上や食育を意識した献立の提供とともに日本最大の生徒・教職員約83,000人に対して供給体制の確保が必要です。

(ウ) 各小中学校にて、教科等や給食・昼食の時間など様々な機会を通じて食に関する指導を行うとともに、小学校の栄養教諭を中核として、小中一貫教育推進ブロックにおいて食育を推進しています。引き続きブロック数を増

やしていき、発達段階に応じて、9年間の切れ目のない食育を進める必要があります。

イ 市体力・運動能力調査を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現

- (ア) 横浜市の児童生徒の体力は低下傾向にあり、令和3年度はコロナ禍の影響もあり、元年度に比べ更に低下しました。要因として情報化の進展やライフスタイルの多様化等の社会状況の影響があり、児童生徒が生涯にわたって主体的に健康を保持増進することが重要となります。
- (イ) 令和4年1月に横浜市の体育・健康に関する指導の基本計画として、「横浜市『健やかな体』育成プログラム」を策定しました。プログラムに基づき、児童生徒が運動やスポーツへの「する、みる、支える、知る」等、適性に応じた関わり方や多様な人との交流を推進する必要があります。
- (ウ) オリンピック・パラリンピック教育推進校を指定し、アスリートを学校に紹介して、児童生徒が運動・スポーツと多様に関わる機会を設け、推進校の取組を全校に向けて発信しています。

ウ 持続可能な部活動の実現

- (ア) 平成31年4月に「横浜市立学校部活動ガイドライン」を策定し、部活動休養日や活動時間を適切に設定することで、行き過ぎた活動によるスポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクを抑えつつ、心身の健康の保持増進に努め、持続可能な部活動に取り組んでいます。

- (イ) トレーニング指導などの専門家である部活動コーディネーターの派遣により、活動の更なる充実と顧問の負担軽減を図る必要があります。

エ 歯科保健教育の支援

- (ア) 学齢期の12歳児の1人当たり平均むし歯数は減少傾向にあり、令和3年度は、更に低下し横浜市は0.48本となり、国の目標である1.0本未満を達成しています。しかし、中学生、高校生になると増加する歯肉炎が課題として挙げられています。
- (イ) 全校種を対象に学校歯科医、横浜市歯科医師会と連携し、歯科保健教育の充実を図り、歯肉炎の割合減少を進めていく必要があります。

オ 健康教育の推進

- (ア) 薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育を引き続き推進し、また、学校医、横浜市医師会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深めるとともに、感染症対策の徹底や、社会状況等の変化に伴う健康課題（心の健康、性に関する問題、感染症、依存症等）の解決に向け、児童生徒の適切な意思決定や行動選択につながる健康教育の充実を推進する必要があります。
- (イ) 令和2年10月に実施した「ゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」では、「オンラインゲームをしたことがある」と回答した児童生徒のうち12.6パーセントが「ゲーム依存傾向」に該当し、小学校4、5年生で割合の高い結果となりました。ゲーム依存の低年齢化が進んで

いる可能性を考慮し、正しい理解の啓発や予防のための取組を進めていく必要があります。

- (ウ) 新型コロナウイルス感染症については、市中の感染拡大に伴って、市立学校児童生徒の感染も増加しており、学校教育活動に大きな影響を及ぼしています。令和2年3月から、学校は全国一斉臨時休校となり、6月から分散登校や時差通学等により、段階的に教育活動を再開しました。また、令和3年度には、いわゆる第5波の影響による感染者の増加を受け、夏季休業明けから8月31日まで臨時休業を行いました。令和4年1月からのいわゆる第6波の影響では、オミクロン株の感染拡大に伴う教育委員会の対応として、学校内における感染拡大防止を図りながら、学びの保障や児童生徒の「居場所」の確保の観点から、より必要な範囲、期間に限定して学級閉鎖を実施しています。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、各教科の状況に応じた感染症対策、行事の工夫等、学校教育活動の継続に向けて、新型コロナウイルス感染症をはじめとしたあらゆる感染症対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

5 柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

(1) 施策1 多様な主体とつながる教育の充実

ア 施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働

することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

イ 現状と課題

(ア) 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働

a 横浜市は、平成17年度から各学校に学校運営協議会の設置を開始しました。また、平成19年度から学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置して地域学校協働活動の様々な実践を行う地域学校協働本部の設置を開始しました。

b 地域と学校の連携・協働を推進し、次のようなPDCAサイクルの好循環により、子どもたちの深い学びや学校運営の改善につなげます。まず、学校運営協議会が学校運営の基本方針を承認し、学校運営について熟議（熟慮と議論）を重ねて計画を立てます（Plan 計画）。次に計画に基づき、地域学校協働活動を行うとともに学校が教育活動や児童生徒指導等を行います（Do 実行）。さらに、学校の自己評価と学校関係者評価を行い（Check 評価）、それらの評価を次の計画に反映していきます（Act 改善）。

c これまでの間、横浜市は説明会、研修会、個別相談、ホームページやリーフレットで地域と学校の連携・協働の理解促進等の取組を行い、各学校での設置を推進してきました。

d 各学校が学校運営協議会と地域学校協働活動を持続

的、効果的かつ一体的に推進し、地域と学校の連携・協働により、社会全体で子どもたちをはぐくむ「社会に開かれた教育課程」を実現できるよう、今後も教育委員会による学校への継続的な支援が引き続き必要です。

(イ) スクールゾーンの安全確保

登下校時の安全確保については、各小学校等にスクールゾーン対策協議会が設置されており、毎年、関係機関や地域、家庭と連携し、スクールゾーン内の交通危険箇所の調査、点検を行っています。引き続きスクールゾーン対策協議会の充実を図り、交通環境の把握や安全点検、子どもへの登下校時の安全指導などを実施するとともに、文部科学省が策定した登下校防犯プランに基づき、横浜市でも取り組む必要があります。

(ウ) 防災教育・防災対策の推進

防災教育や防災対策については、学校安全教育推進校における具体的な取組を発信しています。今後も、大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進めていく必要があります。

(エ) 福祉等の活動の充実

人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。小学校では手話や車椅子の体験を行うなど、例年9割以上の学校で福祉体験に取り組んでいます。社会福祉協議会と

連携し、学校での学習のねらいに沿った体験内容の検討や講師派遣などにより、地域の活動者や高齢者とのつながりを深めています。

(オ) 企業・大学等との連携

大学と連携した、児童生徒の学びを支える調査・研究や、教職員育成について共同研修・研修開発、地域ボランティアや民間教育施設等と連携した学校以外の居場所の確保・支援や学習機会の確保、民間企業等と連携したキャリア教育支援や、音楽・舞台芸術体験等の様々な「本物」に触れることによる豊かな感性と創造性をはぐくむ機会の創出等、企業や大学等と幅広く連携し、より良い学びや学習環境の確保に取り組んできました。

(2) 施策 2 福祉・医療等との連携による支援の充実

ア 施策の目標・方向性

学校だけでは解決が困難な様々な課題に対し、福祉・医療等の機関が顔の見える関係を作り、連携を強化することで、子ども一人ひとりに寄り添って支えていきます。

イ 現状と課題

(ア) 福祉等との連携

- a 虐待や貧困、ヤングケアラー等、子どもを取り巻く複雑・多様な課題は潜在化しており、学校はより深い児童生徒理解による課題の発見機能の強化が必要です。支援に当たる区役所、児童相談所等との連携強化のためには、相互理解を深めることに加え、支援が必要な児童生徒の現状把握や課題整理等双方が共通認識の

下で、役割分担を明確にして支えていく必要があります。

- b 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援等に、社会福祉協議会と連携して取り組むなど、支援が必要な児童生徒の抱える課題に応じて、地域の関係機関との連携に取り組んでいます。
- c 指導主事が児童相談所に勤務する人事交流や、統括スクールソーシャルワーカーによる児童相談所実地研修等に取り組み、その経験から得た知見を学校現場に伝えるなど、区役所・児童相談所との相互理解を深め、連携強化に取り組んでいます。
- d 小学生の安全で豊かな放課後の居場所として、こども青少年局において「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」を実施している中で、児童の生活の連続性を確保するためには学校とクラブとの連携がより一層求められています。
- e 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、幼稚園・保育園や地域療育センター等と就学前段階からの連携を一層強化し、引き続き、一人ひとり異なる子どもの教育的ニーズを丁寧に引き継ぎ、スムーズな学校生活に移行することが必要です。また、増加している放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所等と支援に関する計画を連携させる等の取組も求められています。

(イ) 医療との連携

- a 医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器等、在宅で医療的ケアを必要とする子どもが増えています。令和 3 年 9 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、国・地方公共団体の責務が明らかにされました。今後、より一層、病院・診療所、訪問看護ステーションや関係団体・関係機関等との連携を深め、校内における支援体制の充実につなげる必要があります。
- b 全校種を対象に学校歯科医、横浜市歯科医師会と連携し、歯科保健教育の充実を図り、歯肉炎の割合減少を進めていく必要があります。
- c 薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育を引き続き推進し、学校医、横浜市医師会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深めるとともに、社会状況等の変化に伴う各学校における健康課題（心の健康、性に関する問題、感染症、依存症等）の解決に向け、児童生徒の適切な意思決定や行動選択につながる健康教育の充実を推進する必要があります。

(3) 施策 3 家庭教育支援の推進

ア 施策の目標・方向性

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援

の充実に取り組みます。

イ 現状と課題

- (ア) 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。
- (イ) 地域とのつながりの希薄化や、身近な人から子育てを学び、助け合う機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。
- (ウ) 令和 2 年度文部科学省委託調査から、保護者の約 7 割が子育てに悩みや不安を抱えていること、また、子育てに対する地域の支えの重要性を感じる保護者が多いことが明らかになっています。
- (エ) 横浜市は、令和 3 年度に家庭教育総合情報サイトを開設し、子どもとの関わり方や相談先等を案内しています。また、保護者同士のつながりや地域との交流を促進するとともに、市 P T A 連絡協議会等が実施する家庭教育に関する講演会や親子のふれあいを深める行事等への支援を行っています。引き続き、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実が必要です。
- (オ) 特別な支援が必要な子どもの保護者が子どもの特性を理解し、安心して子育てができるよう支援が必要です。
- (カ) 幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが幼稚園や保育所等から小学校へつながるようになっていきます。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不

足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりが
ないなど、保護者が不安を抱えている場合があり、保護
者の交流の推進が必要です。

- (※) 少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい
子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えていま
す。区役所と学校が連携し、児童生徒を対象とした赤
ちゃんふれあい体験や思春期に関する事業を実施して
いますが、引き続き、若い世代に対して、これから迎
える妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓
発を行うことが重要です。

6 柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員

施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

(1) 施策の目標・方向性

ア 教職員の各種調査データ等の分析により学校現場の課題
や実態を明らかにし、個々の学校現場の実情に寄り添い、
ICTの活用等の効果的で時代に即した施策を展開します
。教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、
教職員が学ぶ時間を確保することで、教職員の資質・能力
を高め、児童生徒の資質・能力の育成につなげていきま
す。

イ 働き方改革の推進に当たっては、「横浜市立学校の教育
職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨を
踏まえ、遅くとも19時までに退勤することを原則とした上
で取組を進めていきます。

(2) 現状と課題

ア 教職員の採用

- (ア) 受験者数は、小中学校ともに年々減少傾向にあり、中学校については、令和3年度も4倍程度の受験倍率ですが、小学校では令和元年度以降、2倍程度の受験倍率で推移しています。
- (イ) 令和3年3月31日に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、同年4月1日に施行されました。今回の改正は、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるものです。学級編制の標準が40人から35人に引き下げられることで、学級数の増加が見込まれることから、必要となる教員数も増加します。また、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級数の増加傾向を踏まえると、更なる教員数の増加が見込まれます。小学校の全学年が35人学級となる令和7年度以降も見据え、計画的に教員採用を実施する必要があり、全国的に教員志望者が減少している中、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

イ 教職員の育成

- (ア) 近年、教員の大量採用を継続的に行ってきたため、採用者の多くがミドル層となることで、学校運営の中で力を発揮できる人材が増加しています。よって、ミドルリーダーの中から次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援を行うことが必要です。一方で、経験年

数が10年以下の割合は以前よりも減少しましたが、依然、全体の46パーセントを占め、引き続き経験の浅い教職員への支援も必要です。

- (イ) 新学習指導要領の実施や1人1台端末の活用など教育内容の多様化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。今後求められる教職員の資質・能力の向上のためには、従来の校内OJTやメンターチーム等の協働的な学びとともに、今まで以上に教職員一人ひとりが主体的に学び続けることが重要です。
- (ウ) 教育職員免許法等の改正により、教職員の研修記録の作成が義務付けられたことを踏まえ、資質・能力を可視化できる横浜市の研修管理システムLeafを一層活用していく必要があります。

ウ 教職員の働き方

- (ア) 横浜市ではプランを平成30年3月に策定し、4つの戦略に基づき、様々な取組を総合的に推進してきました。プランの指標の1つとして時間外在校等時間月80時間超の教職員を0パーセントにする目標を掲げていますが、その割合は、平成30年度から令和3年度までの市の全体平均を比較すると、小学校では8.1パーセントから5.1パーセント、中学校では32.8パーセントから18.0パーセントとなっています。着実に減少していますが、0パーセントの目標達成には道半ばの状況であり、早急に実行

性を伴う更なる対応が必要です。なお、一年間のうち繁忙期である4月から6月で比較したところ、令和3年度に80時間超だった教職員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と照らし合わせると、約70パーセントが同じ教職員であることが分かりました。

- (イ) 教員採用試験の受験者数減少への対応やICT活用を含む教職員の資質・能力の向上が求められている今だからこそ、教職員一人ひとりの心身の健康、学ぶ時間の確保、そして教員という職業の一層の魅力向上などの観点からも、今の働き方を改善していく必要があります。

エ 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」のこれまでの取組と今後の方向性

横浜市では、プランに掲げた4つの戦略に基づいた40の取組を総合的に推進し、教職員の働き方改革に着実に取り組んできました。

- (ア) 働き方改革プランに基づく総合的な取組

- a 戦略1 業務改善

- (a) ICTを活用した業務改善

- i クラウドサービスを活用した資料共有・授業準備

- ii オンライン健康観察

- iii eラーニングによる研修の実施

- (b) フレックスタイム制度の創設

- b 戦略2 業務の適正化・精選等

- (a) 業務のアウトソース推進
 - (b) 市主催行事の見直し
 - (c) 勤務時間外の留守番電話導入
 - (d) 夏季・冬季の学校閉庁日の実施
 - (e) 春季休業日延長による新年度準備期間の確保
- c 戦略3 体制強化等
- (a) 職員室業務アシスタント
 - i 全小・中・義務教育学校に1名配置
 - ii 感染症対策のため、追加で全小・中・義務・特支に1名配置
 - (b) 部活動指導員
中学校部活動指導員は、延べ643人配置
 - (c) 児童支援・生徒指導専任教諭
 - i 全小・中・義務教育学校に配置
 - ii 代替非常勤の常勤化を実施 小学校240校→290校（令和4年度）
 - (d) ICT支援員
 - i 小・中・義務・特支 訪問回数62回／校・年
 - ii 高校 訪問回数24回／校・年
 - (e) 一部教科分担制に伴う非常勤配置
174校に非常勤講師を配置し、チーム学年経営を推進
- d 戦略4 意識改革等
- (a) 各校の中期学校経営方針に働き方改革を位置付けるよう制度改正

(b) 大学と連携した働き方改革の視点を盛り込んだ管理職研修の開発

(c) 働き方改革通信 S m i l e の発信

e これまでの取組の振り返り

プランに基づく取組を全市的に進めた結果、以下の進捗が見られるものの、目標達成まで道半ばの状況です。

(a) 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合の着実な減少

(b) 年休取得日数10日以上取得人数の割合の着実な増加

(c) 19時までに退勤する教職員の割合の指標は令和元年度から達成済み

(イ) 4期計画における方向性等

a 前提

着実な改善を見せているとはいえ、新型コロナウイルス感染症対応やG I G Aスクールの本格運用等によって常に新たな対応が求められている学校現場は、「ジレンマ」ともいえる状況に陥っているとの指摘もあります。

b 教職員の育成と働き方改革の一体的な推進の必要性
これを踏まえ、「働き方改革のための働き方改革」ではなく、改革の本来の目的として、

(a) 子どもたち一人ひとりを丁寧に見とった上で、それぞれの資質・能力を育成するためには教職員の資

質・能力を向上させる必要があり、そのために働き方改革が大きな役割を果たす

- (b) 子どもたちの前に元気に笑顔で立ち、一人ひとりと向き合うために、ワーク・ライフ・バランスを整え、教職員自身が健康であることが必要の二点を明確化しました。

c 献身的な教員像に依存しない改革の必要性

働き方改革の難しさは、時間外在校等時間が多いもののやりがいを感じている献身的な教職員に学校が支えられている実態があるからです。しかしながら今後は、

- (a) 教職員集団全体の持続可能性
- (b) 教職員本人の中長期的な心身の健康
- (c) 教職員をより一層魅力的な職業とする観点

から、改善を例外なく促していく必要性があります。

d 具体的で焦点を絞った取組の必要性

データ分析によって、令和元年度と令和3年度を比較すると、月80時間超の約70パーセントの教職員が働き方を改善できていないことや、土日どちらか1日を部活動休養日とする部活動ガイドラインを一部遵守していない実態があることが明らかになっています。今後はデータ分析を深め課題を焦点化することで、これまでの全市的な取組から、個別具体的な支援へと移行していく必要があります。

なお、プランは、令和 4 年度末までとして策定されていましたが、

- (a) 教職員の育成と働き方改革の一体的な推進の必要性
- (b) 献身的な教員像に依存しない改革の必要性
- (c) 具体的で焦点を絞った取組の必要性

に鑑み、今後はプランを 4 期計画に内包します。また、3 期計画では、二つの柱に分かれていた働き方改革（柱 7）と教職員の育成（柱 8）を、「いきいきと働き、学び続ける教職員」として一体的に推進していきます。

7 柱 7 安全・安心でより良い教育環境

(1) 施策 1 学校施設の計画的な建替え

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（平成 29 年 5 月策定。令和 5 年度に見直し予定）」に基づき、計画的に学校施設の建替えを推進します。
- (イ) 学校建替えの検討に当たっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進めます。

イ 現状と課題

学校施設の計画的な建替えの推進

- (ア) 昭和 40 年代頃の学齢期人口増加に合わせ学校施設を集中的に整備してきたため、築 50 年以上の学校施設が 4 割

近くを占め、老朽化が進行しています。

- (イ) 横浜市は児童生徒数が多く、グラウンド面積は21都市（指定都市及び東京都区部）中最低水準です。また、大規模な住宅開発等により児童生徒が増加し、頻繁に学校施設の増築が行われたことにより動線が非効率になる等、児童生徒の学習環境や教職員の日常の学習指導に影響が出ている学校があります。さらに、学習指導要領が改訂され、教育活動等の充実が図られたことに伴い必要な教室等が増えたために、多目的室の不足や体育館の狭あいなど、現状ではほとんどの学校が求められる整備の基準を下回っています。このため、多くの学校において、建替えが課題解決の有効な手段であることから、計画的に建替えを進める必要があります。
- (ロ) 学校建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物の効率的なマネジメントを進める重要な機会になることから、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化といった視点からも検討していく必要があります。
- (ハ) 公民連携手法の導入も含めた最適な事業執行手法の選択や、気候変動等の社会的な課題を踏まえ、森林環境譲与税を活用し、木材利用を推進する等自然環境に配慮した取組が求められています。

(2) 施策 2 安全・安心な施設環境の確保

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 学校施設の老朽化対策や防災対策等を進め、子どもた

ちがより安全で安心して学ぶことができる教育環境を整えます。

- (イ) 空調設置、トイレの洋式化、要配慮児童生徒が在籍及び入学見込みの学校へのエレベーター設置等により、快適で誰でも使いやすい施設環境の整備を推進します。

イ 現状と課題

(ア) 学校施設における児童生徒の安全確保

- a 平成26年の台風18号により市内で発生した崖崩れを受け、同年度から学校敷地にある崖地の安全対策をソフト・ハードの両面から進めており、引き続き対策を進める必要があります。
- b 平成30年6月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した61校（平成30年8月現在）の学校施設のブロック塀については、平成30年度末までに対応を完了していますが、令和元年度以降は、建築基準法に基づく点検等による劣化の状況等を考慮し、順次フェンス等への改修を進める必要があります。
- c 学校における防災対策として、全校に配備した児童生徒用の飲食料等の更新及び小学校・特別支援学校小学部の1年生を対象に防災ヘルメットの配備を行っています。
- d 児童生徒の安全確保のため、外壁や窓サッシの改修工事を引き続き行う必要があるほか、特別支援学校や市立高校の学校施設についても老朽化が進んでいるた

め、対策が必要です。

(イ) 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備

- a 夏の熱中症対策として空調機を設置し教育環境を改善してきましたが、近年老朽化が進み故障する空調機が出てきていることから、順次更新を進めていく必要があります。
- b 体育館においても空調機を設置することで、教育環境の改善のみならず、地域開放や防災拠点といった公益性の面からも環境改善を図る必要があります。
- c 最近の児童生徒は近年の住宅事情から和便器を使用せず我慢する傾向があることから、安心して学習し、充実した学校生活を送ることができるようにするためトイレの洋式化を進めていく必要があります。
- d 学校においては、障害等の理由にかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、バリアフリー化を進めていくことが求められています。そこで、車椅子の使用等により階段の上り下りが困難な児童生徒が校内をスムーズに移動できるよう、エレベーターの整備を進める必要があります。
- e 横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）に基づく再生可能エネルギーの地産地消の一環として、建替予定が無く、現在太陽光発電設備及び蓄電池が無い小中学校を対象として、屋根貸し自家消費型スキーム P P A 事業による太陽光発電設備の設置を進めています。

f 学級編制に係る法改正を踏まえ、35人学級に合わせた施設整備が必要です。

(3) 施策 3 学校規模・通学区域の適正化

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 子どもの教育環境を改善するため、小規模校や過大規模校では、地域の状況に応じて通学区域の見直しや学校の統合・分離新設等による学校規模の適正化を進めます。また、通学距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から通学区域に問題がある場合には、学校規模も考慮した上で通学区域の変更や弾力化等について検討します。
- (イ) 学校規模・通学区域の適正化に当たっては、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていきます。

イ 現状と課題

(ア) 横浜市立小中学校の児童生徒数の状況

全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域が多くなっている一方で、大規模マンションの建設等により、一部では児童生徒数が急増している地域も見受けられます。そのため、地域の状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています。

(イ) 学校規模による課題

- a 小規模校では、子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、その一方で、クラス替えが難しく、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくくなる

等、課題が生じるおそれがあります。

- b 準適正規模校では、保有教室数や特別教室数等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校と遜色ない教育を進めることができますが、過大規模校では、特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる等の課題があります。

(ウ) 通学区域の課題

- a 同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えないといった地域コミュニティに関する問題、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっていたり、通学区域が複数の行政区にまたがっているといった問題があります。
- b 学校規模や通学区域に関する問題を解消するためには、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。

8 柱 8 市民の豊かな学び

(1) 施策 1 生涯学習の推進

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 市民活動・生涯学習支援センター、横浜市社会教育コーナー、区役所を中心に、市民の生涯学習の推進を支えます。
- (イ) 市民の社会参加のすそ野を拡大し、地域の課題解決に取り組む活動を活性化するため、「社会参加のすそ野の見える化」や「社会参加を促す人材育成と活用」のための取組を推進します。

イ 現状と課題

生涯学習の推進

- (ア) 人生 100 年時代において充実した生活を送るには、誰もが必要な時に必要な学びを通じて成長できることが重要であることから、学びを通じて個人の成長につながる社会教育への期待が高まっています。また、市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできるよう、時間や場所に捉われない学習環境の整備、多様な学習機会の提供など、生涯学習社会の実現のための取組の重要性が高まっています。
- (イ) 自分の興味や関心に応じて主体的に学ぶ力は、生涯を通して学び続けることにつながります。学校教育だけでなく社会教育の観点からも、子どもたちの学ぶ意欲や主体性をはぐくむ施策が重要であるため、地域や企業等の多様な主体との連携により、地域・社会において学びがどのように役立つかを考える機会を提供する取組が求められています。
- (ウ) 横浜市では、地域課題解決に向かう活動が盛んに行われていますが、活動への参加を考えている人にとっては、情報が一部に限られている、情報の入手方法が分からないといった理由から、最初の一步を踏み出しにくい状況があります。
- (エ) 社会教育に関する議論を行う横浜市附属機関「横浜市社会教育委員会」の第32期提言「本市における社会参加のすそ野の拡大について」では、「社会参加」を「市

民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と捉えた上で、市民の社会参加を促すための方針・施策として「社会参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」を示しています。特に人材育成に関しては、令和2年度からの社会教育士制度の開始を受けて、社会参加のきっかけとなる様々な学習活動を生み出す人材の育成が期待されています。

(2) 施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 市立図書館が知の拠点としての機能を果たすことに加え、子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう、老朽化が進む市立図書館の再整備の方向性を検討します。
- (イ) 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、乳幼児期から高齢期まで市民一人ひとりが読書に親しみ、楽しむことができる環境を整備するため、「横浜市民読書活動推進計画」を中心に、読書活動を推進する取組を実施します。

イ 現状と課題

- (ア) 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実
 - a 市立図書館は、市民の読書活動と、市民の生活・福祉・経済・医療・学び等の課題解決を支える知の拠点です。豊かな市民生活を実現するため、機能の充実に取り組む必要があります。

- b 市立図書館は、全18館のうち6館が築40年を超えています。各図書館の築年数や現況を見据え、既存図書館の修繕と建替えを計画的に行うとともに、まちの魅力向上につながる図書館の再整備の在り方を検討することが必要です。
- c 市立図書館の来館者数は微減傾向ですが、感染症拡大防止のため、休館や開館時間の短縮等を行った後の令和2年度後半から貸出しが増え、令和3年度の貸出冊数は過去10年で最高値となりました。予約冊数も増えています。令和2年度に図書館の魅力向上に必要なものについて市民にアンケート（ヨコハマeアンケート）を取ったところ、蔵書の充実を選んだ方が最多の59パーセントでした。市立図書館全体の蔵書冊数は約400万冊と指定都市第2位ですが、市民一人当たり換算では1.1冊にとどまっています。引き続き地域課題やニーズに沿った蔵書を質・量ともに充実させる必要があります。
- d 市立図書館以外の場所で、予約した本を受け取れる図書取次サービス拠点の増設などにより、市民の利便性の向上に取り組んでいます。令和3年度には新たに港北区日吉に図書取次サービス拠点を新設し、令和4年度には移動図書館が2台体制となり、全18区への巡回が可能となりました。サービス拡充に伴い、図書の物流は年々増加しており、円滑な物流の確保が必要です。

e 市立図書館では、ウェブで地域資料を閲覧できるデジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」の公開、電子書籍の貸出サービスの提供、活字資料での読書が困難な視覚障害者等を対象としたオンライン対面朗読を実施しています。また、レファレンス（資料相談）のウェブ申請も受け付けています。更にICTを活用したサービスを充実させ、読書機会の創出に取り組むことが必要です。

(イ) 読書活動の推進

a 「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数（図書館と連携した事業）」は、平成24年度以降、増加傾向にありましたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。ボランティア活動を行う場所や機会に関する情報提供などの支援の重要性が高まっています。

b 区役所・図書館・学校が連携し、区の地域性を踏まえた読書活動を推進するため、各区は読書活動の目標を平成26年度に決めました。引き続き、区役所・図書館・学校はこの活動目標に基づき、区内の読書活動推進団体等と連携しながら、読書活動推進の取組を拡充していく必要があります。

c 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では「子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらが子供の読書活動にも大きな影響を与えている可能性がある」という指摘があり、「

横浜市学力・学習状況調査」でも「1日のうち読書を『している』と回答した小中学生の割合」は減少傾向にあります。一方で、学校司書が全校に配置された平成28年度と比較して30年度は学校図書館の平均来館者数（10,091人→11,350人）、貸出冊数（6,354冊→7,565冊）、「学校図書館へ行くことが好き」と回答する児童生徒（73.6パーセント→74.4パーセント）は、大幅に増加しており、学校司書は、子どもの読書活動を支える大切な役割を担っています。

- d 令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や分散登校等により、学校図書館が利用できなかったことなどもあり、平均来館者数などは、横ばいから減少状態となりました。令和2年度の平均来館者数が前年度の80パーセントと大きく落ち込んだのに対し、平均貸出冊数は、令和2年度の対前年度比が104.9パーセント、令和3年度の前年度比が98.9パーセントと、ほぼ横ばいを維持しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各校で工夫して読書活動推進に取り組んだ成果と思われます。より多くの子どもたちが読書に親しむことができるよう、司書教諭・学校司書・ボランティアが連携して行う読書活動の推進や、学校内の読書環境整備、学校図書館の利活用の促進を引き続き進めていく必要があります。そのためにも、学校司書のより一層のスキルアップを図る必要があり、ニーズに合わせた研修な

どが求められます。

- e 図書館サービスの充実と読書活動の推進に関する現状と課題については、「第三次横浜市民読書活動推進計画」（令和5年度策定予定）で、今後の施策の方向性と取組を示す必要があります。「第三次横浜市民読書活動推進計画」の策定に当たっては、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を受けて、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の充実・普及と、障害の種類及び程度に応じた配慮の実現に向けた取組を反映させる必要があります。

(3) 施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

ア 施策の目標・方向性

- (ア) 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- (イ) 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

イ 現状と課題

- (ア) 横浜市では、教育委員会が主体となり、文化財保護法や文化財保護条例に基づく文化財の保存・活用を進めています。指定・登録文化財は、471件（令和4年3月現在）あり、幅広い時代の文化財が市域全体に存在しています。横浜の歴史を学ぶ上で重要な役割を担う文化財を

、様々な活用を通じて、地域の魅力向上や地域活性化につなげ、次世代に継承する必要があります。

- (イ) 都心臨海部には、国の重要文化財である「帆船日本丸」「氷川丸」「横浜市開港記念会館」「神奈川県庁本庁舎」「神奈川県立歴史博物館」をはじめ、多くの文化財が所在しており、横浜の歴史や物語を伝える横浜ならではの風景を構成しています。
- (ロ) 文化財の保存・活用に関する取組は、行政のみならず、博物館施設、民間団体、NPO法人、市民ボランティア等によっても盛んに行われており、横浜の歴史文化の継承を支えています。
- (ハ) 文化財の所有者・管理者の経済的負担の増加、高齢化に伴う担い手不足、防災対策に加え、感染症拡大に伴い、従来の枠組みでは解決できない課題に直面しており、行政のみならず、多様な主体が連携し、横浜の歴史文化を次世代に継承していく新たな仕組みづくりが必要です。
- (ニ) 日米和親条約の締結の地に所在する「横浜開港資料館」（市指定文化財）は、日本の開港開国に関わる国内外の資料・情報の拠点となっています。令和3年には、文化庁から「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」が認定され、横浜中華街、山下公園、元町、山手などの観光エリアに隣接する立地を生かし、文化観光の中心を担う拠点施設としての活用が期待されています。
- (ホ) 博物館等施設の老朽化、収蔵資料の保管場所不足のほ

か、教育委員会所管の史跡等の範囲内にある土砂災害警戒区域に指定された崖地（約40か所）についての対策が必要です。

- (キ) 博物館等施設では、ICTの急速な進展や感染症の影響など昨今の社会状況の変化により、従来の施設への集客を中心とした事業に加え、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適用した動画作成、所蔵資料のデジタル化など、新たな取組も進める必要があります。
- (ク) 博物館に所蔵する歴史的な資料や学芸員等の専門的知見を生かした、児童生徒への学習支援や、教員の授業改善の支援を、更に充実させていくことが期待されています。

提 案 理 由

教育基本法第17条第2項の規定に基づき第4期横浜市教育振興基本計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。